

関ヶ原町看護小規模多機能型居宅介護事業所重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

関ヶ原町指定 第2192400063号

当事業所は利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則としては要介護と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 設置者 関ヶ原町
(2) 所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58
(3) 電話番号 0584-43-1111
(4) 設置者氏名 関ヶ原町長 西脇 康世
(5) 設立年月 昭和29年9月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 看護小規模多機能型居宅介護
(2) 事業所の目的 この事業は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 関ヶ原町看護小規模多機能型居宅介護事業所
(4) 事業所の所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490番地の29
(5) 電話番号 0584-43-3310
(6) 管理者氏名 佐藤 幸代
(7) 当事業所の運営方針
① この事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を行い、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通い・訪問・宿泊を組み合わせて、サービスを提供することにより、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことで、利用者や利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービス機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 開設年月 令和3年4月1日

(9) 利用定員

登録	通い	宿泊	訪問
29名	15名	6名	随時

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 関ヶ原町の区域 近隣の市町村(契約を交わす)
(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス提供時間	午前9時00分から午後4時30分
宿泊サービス提供時間	午後4時30分から午前9時00分
訪問サービス提供時間	24時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1名		1名	
介護支援専門員	1名		1名	介護職員と兼務
看護職員	6名	3名	9名	うち常勤1名は管理者と兼務、管理者以外訪問看護ステーションと兼務
介護職員	6名	3名	9名	うち常勤1名は介護支援専門員と兼務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の二つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)

(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等どのようなサービスを利用するかについては、ケアプランに沿い、事業所と利用者及びその家族等で協議したうえで看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

＜サービスの概要＞

① 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。

(ア) 食事: 食事の提供および食事の介助をします。

(イ) 入浴: 利用者の状況に応じ、衣服の着脱・身体の清拭・洗髪・洗身等の適切な介助を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

(ウ) 排泄: 利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

(エ) 機能訓練: 利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

(オ) 健康管理: 血圧測定・体温測定等・利用者の健康状態の把握に努めます。

(カ) 送迎: 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、関ヶ原町外からの場合は、交通費実費をいただきます。

(キ) レクリエーション活動: レクリエーションの企画・実施を行います。

② 訪問サービス

【介護サービス】

・利用者宅の自宅に伺い、食事や入浴、排泄等の身体介護及び洗濯、掃除等の生活援助を行います。

・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気含む)は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- a 利用者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
- b 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- c 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- d その他利用者もしくはその家族が行う迷惑行為

【看護サービス】

主治医が看護サービスの必要性を認めた者に限り、訪問看護指示書に基づき主治医と連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。

- (ア) 病状・障害の観察
- (イ) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- (ウ) 食事及び排せつ等日常の世話
- (エ) 床ずれの予防・処置
- (オ) リハビリテーション
- (カ) ターミナルケア
- (キ) 認知症利用者の看護
- (ク) 療養生活や介護方法の指導
- (ケ) カテーテル等の管理
- (コ) その他医師の指示による医療処置

③泊りサービス

当事業所にある宿泊室に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

④生活に関する相談・助言

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行を行います。

* 通いサービス及び訪問サービスにおいては、利用しない日であっても電話等により見守り等の声かけを行います。

＜サービス利用料金＞

ア、通い・訪問・泊り(介護費用分)すべてを含んだ一月単位のごとの包括費用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)です。

下記の料金表(①②③)によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いいただきます。

料金表

①サービスの基本部分に関わる料金					
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	124,470 円	174,150 円	244,810 円	277,660 円	314,080 円
介護保険の給付額(9割)	112,023 円	156,735 円	220,329 円	249,894 円	282,672 円
利用者負担額 (1割)	12,447 円	17,415 円	24,481 円	27,766 円	31,408 円
介護保険の給付額(8割)	99,576 円	139,320 円	195,848 円	222,128 円	251,264 円
利用者負担額 (2割)	24,894 円	34,830 円	48,962 円	55,532 円	62,816 円
介護保険の給付額(7割)	87,129 円	121,905 円	171,367 円	194,362 円	219,856 円
利用者負担額 (3割)	37,341 円	52,245 円	73,443 円	83,298 円	94,224 円

- 月ごとの包括報酬ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合でも、日割りでの割引または増額はいたしません。
- 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」および「登録終了日」とは、以下の日を指します。
登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- 利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行します。
- 利用者に提供する食事および宿泊に関わる費用は別途いただきます。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

＊緊急時における宿泊ニーズへの対応(短期利用居宅介護)

宿泊室に空きがある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

②短期利用に関わる料金					
要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	5,710 円	6,380 円	7,060 円	7,730 円	8,390 円
介護保険の給付額(9割)	5,139 円	5,742 円	6,354 円	6,957 円	7,551 円
利用者負担額 (1割)	571 円	638 円	706 円	773 円	839 円
介護保険の給付額(8割)	4,586 円	5,104 円	5,648 円	6,184 円	6,712 円
利用者負担額 (2割)	1,142 円	1,276 円	1,412 円	1,546 円	1,678 円
介護保険の給付額(7割)	3,997 円	4,466 円	4,942 円	5,411 円	5,873 円
利用者負担額 (3割)	1,713 円	1,914 円	2,118 円	2,319 円	2,517 円

- 利用者の状態や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認めた場合であって、看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。
- 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。
- 利用の開始にあたって、あらかじめ 7 日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内)の利用期間を定めること。
- 宿泊室を利用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。
- 看護小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の算定していないこと。

以上の要件を満たすと短期利用居宅介護が利用できます。

イ、加算

サービスの内容等に応じて加算されます。(介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額)

③加算に関わる料金	
加算名	利用者負担額(1割負担の場合)
初期加算	30 円/日
認知症加算 (Ⅲ)	760 円/月
認知症加算 (Ⅳ)	460 円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	20 円/回
栄養アセスメント加算	50 円/月
排泄支援加算 (Ⅰ)	10 円/月
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3 円/月
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13 円/月
緊急時対応加算	774 円/月
特別管理加算 (Ⅰ)	500 円/月
特別管理加算 (Ⅱ)	250 円/月
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800 円/月
ターミナルケア加算	2,500 円/月

ウ、減算

介護度	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1日につき)
要介護1	－925 円	－30 円
要介護2	－925 円	－30 円
要介護3	－925 円	－30 円
要介護4	－1,850 円	－60 円
要介護5	－2,914 円	－95 円

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

①利用者負担となるサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

サービスの概要	利用料金
食事代	朝食 430 円 昼食 630 円(おやつ代込) 夕食 580 円
宿泊費	2,500 円 (1泊)
電気代	1点につき 50 円 テレビは1日 100 円
おむつ代	原則、持ち込みでお願いします。事業所での用意を希望される方はおむつ代として実費をいただきます。
洗濯代	ご家族でお願いします。但し、事業所での洗濯を希望される方は、枚数に関わらず洗濯・乾燥込みで1回につき 400 円いただきます。
レクリエーション、クラブ活動	ご利用者の希望により外食や外出・各種クラブ

	活動に参加をされた場合、実費をいただきます。	
エンゼルケア	5,000 円	
送迎費(関ヶ原町以外) 事業所から片道概ね	5km未満	200 円
	5km以上 10km未満	300 円
	10km以上 15km未満	400 円
	15km以上	500 円

②医療保険の給付の対象となるサービス

看護小規模多機能型居宅介護を利用する者の主治の医師が、当該者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合、または、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に＊厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合に、医療保険での利用となります。

利用料金は利用者負担割合によって異なります。

項目			利用料
基本療養費 (I)	看護師・理学療法士	週 1 日～3 日目まで	5,550 円
		週 4 日目以降	6,550 円
管理療養費	月の初日		7,440 円
	2 回目以降	1 日につき	3,000 円
加算など	難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回訪問した場合	4,500 円
		1 日に 3 回訪問した場合	8,000 円
	24 時間体制対応加算	1 月につき	6,400 円
	特別管理加算	1 月につき (利用者の状態により)	2,500 円または 5,000 円
	情報提供療養費	1 月につき	1,500 円
	長時間訪問看護加算	1 日につき 1 回 (週 1 回まで)	5,200 円
	複数名訪問看護加算	看護師・理学療法士 (週 1 回まで)	4,500 円
	在宅患者緊急時カンファレンス加算	1 月につき(週 2 回まで)	2,000 円
	在宅患者連携指導加算	1 月につき	3,000 円
	退院時共同指導加算	1 回につき	8,000 円
	退院支援指導加算	1 回につき	6,000 円
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間・早朝 (午後 6 時～午後 10 時 午前 6 時～午前 8 時)	2,100 円
		深夜 (午後 10 時～翌朝 6 時まで)	4,200 円
	ターミナルケア療養費		25,000 円
以下の料金は利用者の全額負担となります			
エンゼルケア			5,000 円
交通費	事業所から片道概ね 5km未満		200 円
	事業所から片道概ね 5km以上 10km未満		300 円
	事業所から片道概ね 10km以上		400 円
	事業所から片道概ね 15km以上		500 円

(3) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。

①現金による支払い

②金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関： 郵便局 大垣共立銀行 十六銀行 西美濃農業協同組合

(4) 利用の中止、変更

- 利用予定の前に、利用者の都合によって看護小規模多機能型居宅介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
- この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。
- 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）のためサービスの利用回数等を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。
- 介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。
- 利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービス提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(5) 看護小規模多機能型居宅介護の計画について

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。

看護サービスについては、看護師と密接な関係を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容を記載します。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で看護小規模多機能居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(6) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は5年間保存することとします。

6. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ・ 常に人権の擁護・虐待防止を意識し適切な支援の実施に努めます。
- ・ 職員は支援にあたっての悩みや苦労を分かち合い、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・ 職員が虐待を発見した場合には、速やかに関係機関に報告し、改善に向けた取り組みに努めます。

7. 身体拘束等の禁止について

事業者は、利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ず場合を除き身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は禁止します。

- ・ 身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ利用者又は利用者の家族に説明を行い、同意を得た場合のみの条件と期間内においてのみ行うことが出来る。
- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊

急やむを得ない理由等を記録し、保存するものとする。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。また、使用するに当たっては、

- 利用者に関わる看護小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

9. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

＜事業者の窓口＞ 関ヶ原町看護小規模多機能型居宅介護 介護支援専門員	所在地 関ヶ原町 2490 番地の 29 電話番号 0584-43-3310(代表) FAX 0584-43-3320 受付時間 8:30～17:15
＜市町村の窓口＞ 関ヶ原町役場 介護保険課	所在地 関ヶ原町 894 番地の 58 電話番号 0584-43-1111(代表) FAX 0584-43-2120 受付時間 8:30～17:15
＜公的団体窓口＞ 岐阜県国民健康保険団体 連合会	所在地 岐阜市蒔田南 5-14-12 電話番号 058-275-9820 FAX 058-275-7635 受付時間 9:00～17:00(平日のみ)

10. 契約の終了について

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援 1.2 または自立と判定された場合
2. 利用者の入院が継続した場合
3. 利用者からの契約解除の申し出があった場合
4. 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
5. 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
6. 利用者が死亡した場合

11. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともにその内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成：利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、関ヶ原町介護保険課職員及び地域包括センター職員及び当事業所について知見を有する者

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

12. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医と連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

〈協力医療機関・施設〉

国保関ヶ原診療所

TEL 0584-43-1122

13. 非常災害時の対策

非常災害時には、別途定める災害マニュアルに則って対策を行います。また、年2回の避難・防災訓練を実施します。

〈防災設備〉スプリンクラー・自動火災報知器・誘導灯・消火器

14. 事故発生時及び緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に事故が生じた場合、及び病状の急変などの緊急事態が発生した場合は必ず必要な措置を講じるとともに以下の対応を行います。

〈事故発生時の対応〉

- ・利用者の家族及び市町村等に連絡します。
- ・利用者へのサービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

〈緊急時の対応〉

- ・利用者の家族に速やかに連絡します。
- ・主治医又は協力機関へ連絡し、指示を受け対処します。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することはありません。搬送時は家族の付き添いが必要です。

15. 衛生管理及び感染防止対策について

- ・衛生管理に十分留意し必要な措置を行うとともに必要に応じて保健所の指導・助言を求め、常に密接な関係を保ちます。
- ・感染対策委員会を定期的に開催し、必要な感染対策を行っています。

16. ハラスメント防止について

- ・当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続ける労働環境が築けるようハラスメント防止のための指針を作成し、ハラスメント防止に向けて取り組みます。

17. 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。

- ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. サービスの利用に関する留意事項

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・ 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には自己負担により原状に復して頂くか又は相当の代価をお支払頂く場合があります。
- ・ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・ 事業所内の職員や他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

令和 年 月 日

看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 関ヶ原町看護小規模多機能型居宅介護事業所

説明者職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、看護小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印

利用者代理人

住所

氏名

印

続 柄

電話番号

携帯番号

緊急時の連絡先

1. 主 治 医 医療機関名

医 師 名

2. 緊急時搬送希望医療機関

3. 緊急時連絡先

住所	
氏名	利用者との関係
電話(自宅)	電話(携帯)
勤務先名	電話(勤務先)
住所	
氏名	利用者との関係
電話(自宅)	電話(携帯)
勤務先名	電話(勤務先)